

第490回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和5年8月17日)

第490回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和5年8月17日(木) 12時57分～15時40分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和5年8月9日(水)

招 集 者 会長 北 田 國 一

3 出席者

委員(11人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、箱崎照男、米田輝隆、樋口元武、
下前清弘、林建志、山田正通、川下求、野田秀明

県(7人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	木村 剛司
	〃	主 査	後藤 敬太
	〃	主 事	永原 陽菜
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長、中林主査、房尾技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第59号議案 漁業の免許について

第60号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について

第61号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について

第62号議案 まきえ釣の委員会指示について

(2) 報告事項

- ・山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について

(3) その他

- ・改正漁業法に基づく資源管理制度について
- ・新規就業者研修の修了者への漁業許可対応について

6 議事の経過

12時57分、事務局の福地次長から第490回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員総数15名に対し11名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に樋口委員と下前委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第59号議案 漁業の免許について】

議長 付議事項の第59号議案「漁業の免許について」を、上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 (議案内容により、第54号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】)

房尾技師 (資料1-1から1-3により、漁業の免許について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願い致します。

議長 何かありませんか。

米田委員 これは組合に属した人の免許の切り替えですか。

房尾技師 はい。

米田委員 それ以外に漁業組合に属していない漁業者がいますよね。

房尾技師 はい。いらっしゃると思います。

福地次長 漁業の許可をお持ちの方は数名いらっしゃると思いますが、漁業権はお持ちではないです。

米田委員 漁業権は持ってないのですか。

福地次長 はい。

山田委員 先ほどの小竹さんの廃業と申請されていなかった件で、おそらく1年以上前に漁場計画要望を出されたと思うのですが、1年間でどのように経営が変わって今回、未申請になったのでしょうか。

房尾技師 小竹さんについては要望時には養殖を続ける予定で要望を提出されたのですが、近年、養殖状況が悪くなく事業の継続に迷いが生じており、免許の申請にあたって

母貝の確保が上手くいかず、そういう面も含めて今回、廃業を決断されたと伺っております。

山田委員 廃業ですよ。

房尾技師 廃業です。

山田委員 今後例えば、短期免許でという話もないのでしょうか。

房尾技師 伺っておりません。

議長 他にありませんか。なければ、採決に移りますがよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 第59号議案「漁業の免許について」は、案のとおり免許することで、よろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 反対のご意見がないようなので、異議なしと認め、第59号議案は、案のとおり免許することに異存ない旨を答申いたします。

【第60号議案 なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について】

議長 続いて、第60号議案「なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第60号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

木村主査 （資料2により、なまこ漁業の許可方針の改正について説明した。）

山田委員 この許可予定日は何月何日付になるのでしょうか。

木村主査 許可予定日は11月1日です。

高橋委員 なまこ漁業の操業方法は戦車でも何でもいいのか。

木村主査 あくまでなまこ漁業許可というのは、いさりとか素潜りとか、手で獲ったりするための漁業許可になります。資料の16ページをご覧ください。一番上に記載のあるとおり漁業種類は「素潜りを含むいさりによるなまこ漁業」という位置づけですので、ご質問のあった戦車こぎや底びき網で獲るのは別の許可になっています。

高橋委員 私の地域の周りではなまこ漕ぎを距岸0メートルからやっています。漕ぎといえは大体距岸から300メートル、500メートルを曳くものだと思うが、なまこに関しては0メートルになっています。それは戦車でもなく、戦車に改造したなまこ専用の漁具をみんな作っています。

議長 それは短いけたのやつですか。

高橋委員 そうです。

議長 私のところの周りでも、ミミイカを曳くための網を利用して0メートルを曳いたらものすごく魚が獲れます。

高橋委員 ヒラメでもなんでも乗る。
議 長 乗ります。
高橋委員 それを0メートルでやると石も転がすし、海藻類が全滅してしまう。
議 長 あれは20年も25年も前から漁師がやっていた。当時からタイの餌になるミミイカを潮流して獲る許可があり、今でもあると思います。
福地次長 おそらく自家用餌料びきだと思われます。
高橋委員 昔は私たちも戦車ではなくアミエビ用の網を張るだけで操業していました。竹でやっていたため石の所はやっていなかった。
議 長 私のところでも竹の6メートルくらいのけたでやっていました。
高橋委員 そのような操業を専門でやられると磯が破壊されてしまいます。
福地次長 その辺りの情報を別に詳しくお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。どの辺りでされているとか教えていただいて、取締グループとも共有させていただいて、状況を見てみたいと思います。
議 長 それでなまこを曳くのは違反でしょう。
福地次長 漁具は見てみないとわからないのですが、お話を聞く限りまともなものではないと思われます。
議 長 0メートルからやると昔はメバルにせよ何にせよ魚が獲れていました。
議 長 他にはありませんか。
山田委員 先ほど、いつ許可されるのかという話をしましたが、許可証にある許可日が11月1日ですよ。決裁日ではないですよ。
木村主査 操業までに許可証がお手元に届かないといけないので、許可の日付自体は少し前になるかもしれませんが、有効期限は11月1日からです。
山田委員 県知事のハンコが押してある横が11月1日ですよ。
木村主査 そこは、それよりちょっと前になります。
山田委員 それなら許可日は違うのではないのでしょうか。いつから許可されるんですかと聞いたら11月1日とおっしゃられた。
木村主査 失礼しました。
川下委員 なまこ許可が漁業権のほうに変わった場合、今までやっていた操業形態から不利益を被る人が出てくるおそれはないのでしょうか。
木村主査 その辺りは漁業権漁業の行使資格なり、どのように行使をするかに制限を加えることになれば、許可を受けられた方が漁業権で操業できない可能性があります、制限を設けるとい話を該当の漁協からお聞きしていないので、今までやられていた方が漁業権化したことで操業できなくなるということにはならず、不利益はないと考えております。
議 長 ご意見・ご質問はありませんか。なければ、採決に移ります。

全委員 はい。

議長 第60号議案「なまこ漁業の許可方針の改正及び申請期間等の公示について」は、原案のとおり異議なしでよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 反対のご意見がないようなので、異議なしと認め、第60号議案は、原案のとおりで異議ない旨を答申します。

【第61号議案 一枚建刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について】

議長 続いて、第61号議案「一枚建て刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」を上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第61号議案の提案理由を説明した。）

福地次長 （資料3により、備後地区の一枚建刺し網の操業制限に係る委員会指示について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問をお願いします。

議長 なければ、採決に入ります。

第61号議案「一枚建て刺し網漁業の操業制限に係る委員会指示について」については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第61号議案は、原案のとおり承認します。

【第62号議案 まきえ釣の委員会指示について】

議長 続いて、第62号議案「まきえ釣の委員会指示について」を上程します。提案理由と内容を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第62号議案の提案理由を説明した。）

福地次長 （資料4により、まきえ釣の委員会指示について説明した。）

山田委員 7ページの左側の漁業権免許番号ですが、今年、漁業権免許番号が変わると思うのですが、これは新しい番号でしょうか。

福地次長 申し訳ございません。これはまだ直してありません。

議長 他にはありませんか。

議長 ご意見・ご質問はありませんか。 なければ、採決に移ります。

第62号議案「まきえ釣の委員会指示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第62号議案は、原案のとおり承認します。

議長 この辺りで休憩に入りたいのですがよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 では、10分間の休憩に入ります。

(2) 報告事項

【山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について】

議長 それでは、報告事項に移ります。

「山口・広島連合海区漁業調整委員会の開催結果について」、事務局から説明をお願いします。

福地次長 資料5をご覧ください。令和5年7月31日午前11時から、山口・広島連合海区漁業調整委員会が柳井市の山口県柳井総合庁舎で開催されました。議題は会長・副会長の互選、及び令和5年度の入漁協定の締結についてです。任期前半の令和3、4年度は山口県が連合海区の会長・事務局を務められましたが、任期後半は交代するという慣例に従い、会長には広島海区の北田会長が、副会長には山口県瀬戸内海海区の山田歳彦委員が就任されました。第2号議案は、広島県から山口県へのふぐ・あなごはえ縄漁業に係る入漁協定ですが、昨年度1件の未申請があり、減統の対象となることから、地元とも協議のうえ要望数を6統（うち5トン以上が1統、5トン未満が5統）として附議したところ、要望どおり承認され、協定が締結されました。今後、8月21日開催予定の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会に附議のうえ、はえ縄漁業許可の申請期間を8月22日から9月4日までとして公示される予定となっております。

なお、両県では毎年円満に協定締結できていることから、会長・事務局の交代がない年はウェブを基本とし、改選時を含む交代年には対面での開催を申し合わせております。来年は本県が会長・事務局を務め、ウェブでの開催となる見込みですが、詳細はまた時期が近くなりましてからご案内させていただきます。

議長 委員の皆さま、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 なければその他に移ります。

(3) その他

【改正漁業法に基づく資源管理制度について】

議長 「改正漁業法に基づく資源管理制度について」、事務局から説明をお願いします。

福地次長 （資料6-1及び6-2により、改正漁業法に基づく資源管理制度について説明した。）

議長 説明ありがとうございました。

委員の皆さま、ご意見・ご質問はありませんか。

山田委員 資源管理については、だんだん制度化・高度化されてきたというのは分かるので

すが、この前の委員会の時、濱松委員さんが10日ほどさわらの漁獲期間を前倒ししてもらえないかという話がありました。単価のいい魚が獲れて資源価値が漁獲という形で漁業者に転化されるのが一番いい話だと思います。資源管理計画をしながら資源管理目標を目指してみなさん協議をされているわけなので、MSYを目指さないといけないと思いますけれども、そういった観点で、濱松委員が言われたことも再評価していただけたらと思います。濱松委員がおっしゃられた中で、どの部分を県内の漁業者に転化し、漁業者の方がより漁獲率や漁獲金額が上がるようなことを考えて欲しいと思います。

これは県の大きな課題だと思います。他県の様子を見ながらという話ではなくて、広島県の制度の中の一環として動いていかなければいけません。今の資源管理の対象となるようなさわら、まだい、ひらめやとらふぐ等、各県がそれぞれの魚種を放流しているのですが、その放流の評価が今の資源管理の評価の中に出てきていません。県が予算措置を狭めている中で、それぞれの県が種苗放流をできなくなった時に、親魚・産卵魚がどの程度確保されるのかということが書かれていません。改めて国の評価の中で考えていただけたらと思います。そうしないと水産課が財政に対してこのことを継続したいんだということが言えないんだと思います。

竹原にある栽培漁業センターでは色々な魚種を作っています。その魚種を放流することによって、どれだけ今の資源が維持されているのかということも、もう一度評価し直していただけたらと思います。トータルで広島県の漁業について、広島県はこう考えているんだということを出して行かないと、おそらく県民の方々のご理解が得にくくなるのではないかと思います。漁業者の方はいっぱい努力されています。県の方々も努力されていると思いますが、ぜひ県民の皆様にご理解して、後押ししていただけることをして頂けたらと思います。今後広島県がどうするのかを十分検討していただきたいと思います。

議長 他にはありませんか。

福地次長 今のご指摘に対して、現在お答えできる限りのことをお答えしようと思います。さわらに関して、瀬戸調の方からは、広島県から漁期の前倒しの話をした時点での資源評価としては今後減少と出ていたこともあって、漁期を早めるというのは効率良く獲れるということになりますので、結果として漁獲量が増える・沢山獲ってしまうということを懸念されたのだと思います。また、他県の理解を得るようにも言われ、他県からも前倒しの要望は出ているが他の漁業との間で調整がつかないので、広島県だけ先に前倒しされては困るとおっしゃられたところがいくつかあったようです。その制約を外すのであれば、個人的にはTAC導入を早めた方がいいのではないかと思います。TAC導入に関してさわらの会議の中では、理解が進んでおらず、反対をする方も一部いらっしゃいます。ただ、理解を得るための動きはし

ていかないといけないとも思っています。それと、資源管理方針の方はこれから策定していくこととなりますが、しっかりと協議をしながらやっていこうと思います。これまでに取り組んできた放流との関係については、今日お配りした資料に入れてはいないのですが、放流量が分かっているものについては、全体量にはなりますが、加入量のうちどれだけが放流であったかの数字が出されている水研機構が公開している資料もございます。そうは言いましても広島県の場合はどうなのかと言われれば、確かにできていないところがあります。

その辺りも県の施策として放流に取り組んできた背景もありますので、何らかの評価なりできることを考えていく必要があると思います。

議 長 他にはありませんか。

米田委員 カタクチイワシについては漁獲量が多いということでTACに入らないということですか。

福地次長 カタクチイワシも、ステークホルダー会合でいろんなお話が出たところです。まず数字の方が中々信用できないというところもありますし、各地で加工の仕方が違うのでどこの段階で把握した量を使うのが正しいのか、それが本当に正しいのかというのが懸念されています。また、資源評価のやり方として非常に短命な魚種なので、シラスの時代というものの環境の影響が大きすぎて波があり、それをそのまま親の評価に繋げると親の評価も怪しくなるということで、今はシラスを切り離して評価をされていますが、そこがやはり疑問に思います。シラスを専門に獲る業者もいるので、シラスを相手にしないということなら規制は掛からないのかということも不安があります。カタクチイワシのステークホルダー会合には私も参加させてもらったのですが、反対意見が強かったように思っております。ただ、一部の方については、個別まで行くかわからないにしても一定の範囲内で漁獲の割り当てを頂いて、その割り当ての範囲内で工夫をして獲っていいということであるならその方が利益に繋がるという考え方をなさる方もいらっしゃいます。今は価値観の違いからくる溝が埋まっていない状況だと思います。

米田委員 県の方でもカタクチイワシの正式な漁獲量は把握していないのではないですか。

福地次長 今、把握をするために、報告を上げてくださいをお願いしているところです。

米田委員 ヒラメでも資料を見ると、425万尾をピークに減り続けているが、親魚は増えているとあるが、本当に増えているのでしょうか。

福地次長 そこは評価を信用するかどうかの問題になってきます。

米田委員 ヒラメも全然釣れません。

福地次長 この数字はヒラメであれば瀬戸内海系群、瀬戸内海全体の数字となっています。

米田委員 TACにすればいいものではないと思っています。実際の数字をきれいにいせればマグロにしても結構増えているところもあり、北海道までいることが分かると思

ます。山口県はTACですごく少ない量になっています。小郡でも定置ですると14回で規定量の水揚げがあるので、あとは網を切って全部通過させています。それを獲れば何億と儲けていたのに、TACで規制されているからダメだったという話も聞いています。北海道の方においても、マグロを捌く技術がないというので獲ってもダメとなる。カタクチイワシにしてもヒラメにしてもこの今の数字が本当なのかどうか分かりません。私はTACには反対ですが、この数字が本当なのかというのを県の方でも把握しておいてほしいと思います。

樋口委員 漁業者が出す調査票を正確に県に提出してあげないと県も難しいのでしょうか。

米田委員 ちゃんと提出しないと、TACになった時にどうしようもなくなりますね。

樋口委員 漁業者が適当な数字を書いていると、適当な数字で走ることになり、困るのは漁業者になります。

議長 他にはありませんか。

全委員 はい。

【新規就業者研修の修了者への漁業許可対応について】

議長 なければ次にまいります。

「新規就業者研修の修了者への漁業許可対応について」、県から説明をお願いします。

木村主査 (資料7により、国又は自治体が支援する新規就業者研修の修了者への漁業許可対応について(検討素案)について説明した。)

議長 委員の皆さま、ご意見・ご質問はありませんか。

山田委員 この検討の中身は、新規就業者の研修が終わったらすぐ許可の対応ができるようにというお話なんですよ。

木村主査 はい。

山田委員 これまでの漁業許可の運用では、いわば漁協が許可の枠を持っていて、それを適切に新しい人に許可ができるように考えてみましょう、という状況になっているということですね。

漁協というのは水産業協同組合法との兼ね合いがあり、資格審査をされています。例えば入るときは准組合員で、これだけ沖に出れば正組合員にできますというのが、それぞれの組合にあるのだと思います。漁協によっては正組合員でないと許可が出せないというところもあると思います。准組合員だったらここまでという組合もあると思います。そこら辺の整理がないと、この検討素案ができるか、できないかというのは大きな選択肢になるのだと思います。こういった余裕の部分はこの素案の中に組み込むかによって、就業者が即時許可をもらえる話にはならないのだと思います。そこらの検討も一つ組み入れてされたらいかがでしょうか。組合員さんがた

くさんいらっしゃるので、これは無理だというのは当然あると思います。

箱崎委員 小型機船底びき網で広島県の新規就業者が申請して組合が許可を出すとした時に、愛媛の許可が欲しいと言ってきたらどうするのでしょうか。

福地次長 愛媛の入漁は広島県の一存で決められることではないので、広島県の許可の扱いと同様にはできません。ただ、過去に愛媛県との協議の中で、新規就業者が増えたため増統を認めていただいたことはあったようです。

箱崎委員 減統されたものを、隻数を先に交渉して元に戻すのは事務局の方で折衝してくれるのでしょうか。

福地次長 以前この場で元の25への回復を思っていると、関係委員一致で思っていると相手の事務局を通じて伝えていただきたいということがありましたので、お伝えはしております。それを受けて相手の方がどうだったかという感触までは頂けていないのですが、それを含めてこれから少しずつ話をしていくことになると思います。

議 長 新規就業者に関して私が発言してもよろしいでしょうか。

福地次長 もちろんです。

議 長 今まで広島県の各漁協へ新規就業者が来てから1年間、各船頭さんに教えてもらって、ここに載っている許可漁業をやった新規就業者が何人いるのでしょうか。

木村主査 近年、令和に入ってから1年に1人ぐらい独立されているのですが、制度が始まった平成20年代は年間約3から9人ぐらい受講されて、途中でリタイヤされる方もいるが毎年約2から5人は独立をされています。その時に研修で受けられた漁業の許可を漁協の方で融通してもらって操業するという事になっています。地区によっては許可が不要な漁業で独立されることもあります。

議 長 その時に許可を貰った新規就業者は今現在、許可漁業を継続して操業しているのでしょうか。

木村主査 県漁連と県の方で調査をしまして、手元の資料によると兼業でされている方も含め約7割は残っています。

議 長 これは私の漁協のことなのですが、広島県だったら一番新規就業者が多かったのではないかと思います。うちの漁協に来た人はほとんどがタチウオ釣りで許可ではなく自由漁業です。自由漁業だから、私のところでは漁協で家を借りてあげ、船もタダとか10万円ぐらいのかなり安い金額でタチウオ釣りを教えました。今は3人か5人なんです。それで、それもダメなので農業へ変わっている。これから先、新規就業者がたくさん来て許可が足りなくなった場合、県が許可を与えるのでしょうか。

木村主査 令和2年12月の数が天井にはなります。

議 長 私たちプロでも食べれない時代になって、新規就業者が来るのかどうか分かりません。底びきをするにしても船を購入して、1年やそこらでご飯が食べれるように

なるのでしょうか。

木村主査 会長を含め、各漁協の組合長さんの厳しい現状を分かれたうえで、研修受講者を受け入れてくれる漁協には受け入れていただいて、厳しい現状も含めて漁業を教えていただいて、我々も研修の面談に来るときには「そんなに甘いものではないよ」と、伝えています。それでも広島県に来て漁業をやりたいと言って1年間頑張ったのに、許可が下りず、せっかく研修を受けた漁業を始められない状態になったら可哀相だということで、制度的な解決の所は少し手を入れていきたい。それでも物になるかどうかは個人の腕もありますし、辛抱強く頑張るといってもありますが、スタートラインに立つというところを何とかできないかということで今回ご相談させていただきました。

議 長 山口の新規就業者は3か月から半年はご飯が食べられないため、3年間は食べれるようにいくらか保障があるというのを聞きました。広島県はおそらく1か月くらいでしょう。それを3年は難しいでしょうが半年から1年くらい、魚が獲れて生活ができるまでの保障はできないのでしょうか。何か保障しないと1か月やそこらで生活できるようにはならないでしょう。許可の数よりまずはそちらの方が先ではないのでしょうか。

木村課長 今、担当者が言いましたとおり、受け入れてもいい漁協があるところと来たい人のマッチングをします。短期研修は何日間かありますが、長期研修は国の制度がありまして、2年間は研修という形で勉強していただきます。その後、正組合員となるか漁業を始めるのかの判断になり、船や家の問題はありますが市町によっては支援制度があります。ただ生活の保障までずっとやるというのはないです。

議 長 さすがにずっとはできないと思います。

木村課長 あとは、いわし網の従業員として夏の間アルバイトの雇用がある等、いろんな手伝いをしながらするところがあるので、地域の差はありますがそういったところを支援していきたいと考えています。ただ、生活できるまで保障してあげるといのは制度上ないです。

議 長 生活できるまで何年かかるかは分からないのでずっと保障することはできないとは思いますが。テレビで見たのですが、農業のほうでは新規で農家になりたい人に畑を提供してあげたり、何年かたったら古い家をあげる等していました。

木村課長 農業も一緒だと思いますが、地域によって支援の程度に差はあります。

議 長 やっぱり漁師は目に見えないものを獲るので、他所から来て1回や2回では獲れないはず。まき網等にアルバイトで乗せてもらえるかどうかもありますが、もし乗せてもらえるとなっても、本業でタチウオを獲りに来たのか、他の魚を獲りに来たのかどっちつかずになると思います。広島県は新規就業者と言いますが、初めてのよう人にもう少し何かしてあげないと、新規就業者を募集しても良いかと案

内されるのは構いませんが、漁協任せにされては困ります。それで許可が足りないということであれば構いませんが、そういうことです。

議 長 他にはありませんか。

樋口委員 うちにも2名新規就業者が来ていますが、1人はいわし網との兼業しており、半年はいわし網、もう半年は自分の仕事で刺し網やたこ壺をされています。もう1人は早く独立したいということで、1年経たずで独立し、途中から組合員にも入りたいたいと言ったり、許可も県が融通してくれて色々貰えたので色々しています。珍しいのかもしれませんが、とてもやる気のある方で何かあれば組合にも相談に来たりするので漁協としては安心しています。

高橋委員 漁獲物はどうされているのですか。

樋口委員 漁獲物は自分で市場へ持っていったり、ネットで売る等色々工夫されています。私は県の案には賛成で、独立しようと思っても許可が無いと何もできません。やる気があるかどうかは船頭さんには分かると思うので、やる気のある方には事前に何の許可が欲しいか聞いておき、県と相談していければと思います。

議 長 私の組合にはのべ縄や一本釣りのみで底びきもいません。組合によって操業するものが違うので、結構難しいのです。

樋口委員 市の援助等も活用しながら上手くやっていけば良いと思います。今のところうちの方々は上手くやっています。

川下委員 情報が正確でないところがあるのですが、先日テレビで佐賀県庁を辞めて愛媛県のほうに素潜り漁師として入った新規就業者がいるというのを見ました。既に2年程度経っていると思うのですが、愛媛県の知り合いに聞いたらまだ辞めず継続しているとのことでした。辞められない理由の1つに、県から補助が出ているが、10年以内に辞めてしまうと補助金を返還しないといけなくなるため継続せざるを得ないというのがあるようです。その方は今のところ色々な魚種に目を付けて、地元の人が獲らないような魚種を漁獲することで生計を立てているとのことでした。その報道を見て、本職でも難しい時代の中で、どういう風な支援をしていくかというのはとても大事なことだと思いました。

議 長 広島県も支援制度はあるのでしょうか。

木村課長 国の制度があります。

高橋委員 私がお世話になっている坊勢の組合は、15年前に70億円水揚げしていました。新規就業者が入ったら、船も許可もすぐ与えていたそうです。組合が新造船を作ってあげる。(漁獲物を)どこに売っても良いが、収入は全部組合の口座に入れ、そこから組合が手数料や行使料をとるというシステムになっていたようです。お金があればそういうことができます。

議 長 組合が大きくしっかりしているところであればそういうことは出来ると思います

が、私たちのような小さい組合では出来ません。

議 長 他にはありませんか。

全 委 員 ありません。

議 長 他にないようであれば、この件は以上といたします。予定していた議題、報告はすべて終了しましたが、委員の皆さま、事務局から、他に何かありますか。

福地次長 (10月26日、27日に開催予定の全漁調連西日本ブロック会議について説明、また学識・中立委員の補選の状況について報告した。)

議 長 他にないようであれば、これをもちまして、第490回広島海区漁業調整委員会を終了します。ありがとうございました。

(1 5 時 4 0 分閉会)